

# 衆議院内閣委員会ニュース

平成 25.11.15 第 185 回国会第 6 号

11 月 15 日（金）、第 6 回の委員会が開かれました。

## 1 国家戦略特別区域法案（内閣提出第 18 号）

・新藤国務大臣、西村内閣府副大臣、関口内閣府副大臣、西川文部科学副大臣、佐藤厚生労働副大臣、伊藤内閣府大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に質疑を行いました。

（参考人）統計委員会委員長 樋口 美雄君

（質疑者及び主な質疑内容）

### 若 井 康 彦君（民主）

- ・国家戦略特区制度の目的、背景をお聞きしたい。また、我が国において経済開発を目的とした拠点づくりの歴史は大変長いですが、今の時点でなぜ本法律案を提出したのかお伺いしたい。
- ・今回提案している国家戦略特区は、これまでの構造改革特区や総合特区ではできなかったような大きな事業を実施するという理解でよろしいか。
- ・今まで国が前に出て進めるような同様のプロジェクトがなかなか成功しなかったのは、その社会的背景や条件があったと思う。国家戦略特区についてそれらの要因を克服して成功させる目算はあるのか、新藤国務大臣の所見を伺いたい。

### 中 丸 啓君（維新）

- ・国家戦略特区制度は、これまでの特区制度と比べて、どのような点が異なるのか。また、海外との都市間競争に打ち勝てるほど力強く政策を進めることが可能であるのか。新藤国務大臣の見解を伺いたい。
- ・PDCAサイクルでは、検証及びその結果の反映が重要であるが、本法律案ではそれをどのようにしていくのか。新藤国務大臣の見解を伺いたい。
- ・世界的に特別な意味を持つ広島において、国際連合の本部機能を誘致すること等により平和をテーマとした特区を創設する考えに対する新藤国務大臣の見解を伺いたい。

### 山 田 宏君（維新）

- ・特区内に限定した法人税の減税を強力に推し進めるべきとの考えに対する新藤国務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案において、雇用に関するガイドラインの作成が盛り込まれているが、これは本法律案とは無関係に、全国一律に行うべきものではないか。
- ・本法律案附則では、学校の公設民営化に関して法施行後 1 年以内を目途に検討するとされているが、その検討に 1 年もか

かるのか。西川文部科学副大臣の見解を伺いたい。

### 伊 東 信 久君（維新）

- ・本法律案では医療を産業としての視点から特例をもうけているのか。新藤国務大臣の見解を伺いたい。
- ・医療法に基づく病床規制の意義について伺いたい。

### 足 立 康 史君（維新）

- ・特区で雇用に関する規制改革を行うことについて「解雇特区」などと批判があるが大変不適切な表現だ。雇用の規制改革は成長戦略の肝だと思うが、なぜ今回の法案には規定されなかったのか。
- ・日本の解雇制度は諸外国と比べて特殊だと思う。グローバルスタンダードを目指すのであれば、国家戦略特区で雇用の規制改革を行うべきだと思うが、新藤国務大臣の所見を伺いたい。

### 津 村 啓 介 君（民主）

- ・本法律案には構造改革特別区域において実施される事業との連携規定があるが、総合特別区域制度とも連携する必要性について新藤国務大臣の見解を伺いたい。
- ・国家戦略特区においても他の特区制度と同様に、事業の事後評価が実施されるか、確認したい。
- ・我が国の GDP 統計について、その重要性を強く認識しているが、この GDP 統計についての内閣府の統計委員会における検討状況と体制強化の考え方について、樋口統計委員会委員長の所見を伺いたい。

### 大 熊 利 昭君（みんな）

- ・社外取締役を選任する株式会社に対して国からインセンティブを与えることを内容とする特区案に対する新藤国務大臣の所見を伺いたい。

- ・本法律案の規制改革によって農業分野に中小企業向けの信用保証制度が導入されるに当たっては、日本政策金融公庫の保有するノウハウを活用する有効性について伺いたい。
- ・産業競争力強化法案における企業実証特例制度の内容と国家戦略特区との関連性について確認したい。

#### **佐々木 憲 昭君（共産）**

- ・政府は、米国からの要望を受けて国家戦略特区を創設することとしたのか。
- ・政府は、国家戦略特別区域諮問会議での議論に関する情報開示や会議運営のルールをどのように定める予定なのか。
- ・国家戦略特区に係る提案の中には、外資系企業に対し、国内企業以上の税制支援を行うとするものがあるが、このような措置は国家戦略特区内で認められるのか。

#### **畑 浩 治君（生活）**

- ・構造改革特区による経済効果について、新藤国土大臣はどのように評価しているのか伺いたい。
- ・国家戦略特区における区域計画の策定に当たって、不利益を被る者が当該計画に反対の意見を表明する機会は確保されるのか。
- ・国家戦略特区に係る提案について、構造改革特区と同様に、提案の採否に関する通知義務を政府に課さなかった理由について伺いたい。